

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



役員退職給与の適正額の算定方法

依田 孝子〔大森〕

はじめに

TAINSの「検索キーワードベスト20」で、毎月上位にランクされるキーワードとして、「役員退職給与」「役員退職金」「退職金」「退職慰労金」があります。

役員退職金関係の情報を洩れなく集めたい場合は、条文に沿って「役員退職給与」で検索してください。

そこで、今回は、役員退職給与の適正額の算定方法について争われた事例をご紹介します。

1. 役員退職給与の適正額の判断基準

役員退職給与の額のうち、「不相当に高額な部分の金額」は、損金の額に算入することはできません(法第34②、旧法第36)。

この規定の趣旨は、役員退職給与のうち、実質的に利益処分の性質を有している部分について、損金算入を認めないことにより、法人が租税負担を不当に回避することを防止し、適正な課税を確保するものであると解されています(札幌地裁平成11年12月10日判決・Z24518543)。

「不相当に高額な部分の金額」とは、①業務に従事した期間、②その退職の事情、③同業種・類似規模法人の役員退職給与の支給状況等に照らし、役員退職給与として相当であると認められる金額を超える部分の

な部分の金額に当たる等として更正処分を行いました。

裁判所では、次のとおり、創業者としてのAの事情等も考慮した上で、役員退職給与の適正額を、1億9,425万円〔最終報酬月額150万円×勤続年数37年×功績倍率3.5〕と算定して、更正処分の一部を取り消しました。

3. 最高功績倍率法

最高功績倍率法は、比較法人の最高値の功績倍率を用いて適正額を算定します。

平10・4・7 仙台高裁 (一部取消し)
Z23118135
平10・10・7 最高裁 (棄却・不受理)
Z23818253

2. 平均功績倍率法

平均功績倍率法は、役員退職給与の報酬に反映されているものと考え、同業種・類似規模法人(比較法人)の役員退職給与の支給状況を平均功績倍率として把握し、役員退職給与の適正額を算定する方法です。

〔最終報酬月額×勤続年数×平均功績倍率〕適正額
ただし、次の裁判例のように、平均功績倍率を基礎に退職者等の特殊の事情を加味して適正額が算定されることもあります。

平21・2・26 大分地裁 (一部取消し)
Z808811452

原告は、一般貨物自動車運送業及び不動産賃貸業等を営む法人で、代表取締役(創業者)Aが死亡退職したこと、生命保険金を原資として、役員退職慰労金規程により、死亡退職金2億6,100万円を支給することとし平成15年3月期の損金の額に算入しました。

これに対して、大分税務署長は、死亡退職金のうち、1億5,540万円を超える部分は「不相当に高額な部分の金額」に当たるとして更正処分を行いました。

この事案は、不動産の管理及び賃貸等を営む原告がその代表取締役(創業者)の死亡退職金9,100万円を損金の額に算入したこと、から争われたものです。裁判所では、次のとおり、適正額の算定の基礎となる功績倍率として、最高値の3.18を採用しました。

4. 1年当たり平均額法

1年当たり平均額法は、比較法人の退職役員員の勤続年数1年当たり平均退職給与の額に基づき適正額を算定する方法です。

〔1年当たり平均退職給与の額×勤続年数〕適正額
平12・4・20 非公開判決 (一部取消し)
FO1210330

この事案は、建設・不動産等を営む審査請求人が、死亡退職した前代表取締役に対し、役員退職給与4,700万円を支給し、平成9年12月期の損金の額に算入したところ、原処分から、役員退職給与のうち3,440万円は「不相当に高額な部分」であるとして更正処分を受けたものです。

不服審判所では、平均功績倍率法と1年当たり平均額法で適正額を算定し、審査請求人に有利な1年当たり平均額法の適正額に基づき、僅かながら更正処分の一部を取り消しています。

① 平均功績倍率法
最終報酬月額45万円×勤続年数6.6年×平均功績倍率3.611069万円
② 1年当たり平均額法
1年当たり平均退職給与の額196万4千円×勤続年数6.6年1129.6万円

なお、1年当たり平均額法は、役員最終報酬月額が低い場合に、適正額の算定に採用されます。

〔TAINSの検索方法〕
一般検索の場合
【税区分】法人税
【検索範囲】判決 裁決
【検索キーワード】役員退職給与 功績倍率 1年当たり平均額

会計事務所の新規独立開業に熱いエール。

開業早々これなら使える!!

明日の会計業界を担う皆様!
ACELINK Naviが月々9,800円(税別)月額使用料パック いよいよ **スタート!**

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。: 会計大將(基本)/個人決算書/決算内訳書/減価償却/消費税申告書/法人税申告書/所得税確定申告書/年末調整/国税電子申告/地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。



全国8,400件の導入実績を誇るMJS会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使っていただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てバック

月々9,800円(税別)からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそくご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。

MJSイメージキャラクター:ラモス瑠偉



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS

検索

●お問合せ:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所